

# 農業委員会議事日程

日 時：令和2年1月28日（火）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について  
(農地中間管理事業)
10. 議案第52号 遊休農地に係る非農地判断について
11. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会  
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名  
農地利用最適化推進委員  
山崎 健樹 外 14 名

事務局出席者  
事務局長 中村 利信  
事務局次長 中山 秀一  
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和 2 年 1 月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
中山次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議 ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 1 番中嶋喜代栄委員、2 番岡田和孝委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 4 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「5 番 北澤真理子委員」の退席を求めます。

……北澤委員退席……

議 長

それでは、4 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、4 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 47 号 4 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……北澤委員入室・着席……

議 長

それでは、1 番から 3 番案件、5 番から 10 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件、5 番から 10 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 47 号 1 番から 3 番案件、5 番から 10 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

10 番伊藤委員

10 番伊藤です。

1 番案件について、先日 25 日に担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。場所は、杭瀬下簡易郵便局より北東側約 80m に位置しています。申請地において、6 台分の駐車場を整備する申請で追認の案件です。南側は市道、東側は住宅、西側は申請者の住宅、北側は申請者の農地と隣接耕作者はおりません。申請者は農地法の手続きが必要と知らず駐車場として整備してしまったとの事ですが顛末書が提出され、反省の姿勢がみられることからことから問題ないと判断いたしました。

15 番長門委員

15 番長門です。2 番・3 番案件は関連がありますので、併せてご報告いたします。場所は、八幡志川区のコンビニエンスストアの西側、県道長野上田線からは西側約 100m にある農地で、登記地目は田となっていますが、現況は耕作放棄地となっています。周辺は宅地化が徐々に進行している地域で、本件も集合住宅建設予定地に進入路がないことから、その通路を整備する申請であります。周辺農地への影響はなく、隣接耕作者の同意も得ていることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 48 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 7、議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請  
について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見  
等の報告をお願いいたします。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。24 日に担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたしま  
す。1 番案件ですが、場所は、あんずの里観光会館から西側約 130mにある農地です。  
現在長野市のアパートに住んでいる娘が、実家の隣に父親所有の土地を借り住宅を新  
築するものであります。南側は道路、残り 3 方は宅地と隣接農地はないことから問題  
ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。2 番・3 番案件について、担当農業委員と担当推進委員とで現地確  
認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、2 番案件ですが、場所は、野高場区内で、粟佐橋の西側道路から南側約 150  
mにある農地です。申請地において、住宅と倉庫の新築を行うものであります。東側  
は道路、西側・南側は住宅、北側は農地ですが、境界から約 1.5m離して建物を建築  
する予定で農地への影響が軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

次に 3 番案件ですが、場所は、国道 403 号線の元町交差点を小坂区方向へ 500m程  
行った先にある農地です。父親所有の土地を借りて住宅の新築を行うものでありま  
す。西側は実家、東側は道路、南側は宅地、北側はりんご畑ですが、境界から 2.5m  
以上離して住宅を建築する予定で農地への影響が軽微であり、隣接耕作者の同意も得  
ていることから問題ないと判断いたしました。

15 番長門委員

15 番長門です。4 番から 6 番案件について関連がありますので一括ご説明いたし  
ます。

4 番案件は集合住宅 2 棟を新築するための申請で、5 番・6 番案件は農地法第 4 条  
第 1 項の規定による許可申請 2 番・3 番案件の土地所有者と共有名義で通路を整備す  
るための申請であります。建物の高さや照明等について、周辺農地への影響を考慮し  
適切な処理が施される予定であり、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと  
判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。先日担当委員3名と現地確認をしまいいりました。7番案件ですが、場所は、しなの鉄道戸倉駅から北側約100mにある今井町公民館近隣にあり、現況は月極駐車場となっております。農地転用の許可を得て駐車場として整備されていますが、地目変更登記がされておらず農地法の規制が続いていることから、再度、転用目的を変更し宅地分譲地として整備するものであります。現況が農地ではなく、隣接耕作者の同意も得ていることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第49号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第8、議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第50号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第9、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 51 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 10、議案第 52 号 遊休農地に係る非農地判断について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 52 号 遊休農地に係る非農地判断について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 52 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第 11、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

農地利用最適  
化推進委員

(3)農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について  
……宮原雅彦委員・宮原秀幸委員より報告……

議 長

それぞれ報告をいただきましたが、ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和2年1月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時20分